

シンポジウム
「グローバルセキュリティの再構築と危機管理」
～ N P T 再検討会議と最近の情勢をうけて～

2 0 0 5 年 6 月 2 7 日

東京工業大学

百年記念館 フェライト会議室

主催: 学術フォーラム“多価値化の世紀と原子力”

共催: 科研「原子力分野における技術と社会の相互作用に関する技術的体系」

共催: 21 世紀 COE プログラム「世界に持続的発展を支える革新的原子力」

シンポジウム

「グローバルセキュリティの再構築と危機管理」 ～ N P T 再検討会議と最近の情勢をうけて～

主催：学術フォーラム“多価値化の世紀と原子力”

共催：科研「原子力分野における技術と社会の相互作用に関する技術的体系」チーム

共催：21 世紀 COE プログラム「世界に持続的発展を支える革新的原子力」(COE-INES)

平成 17 年 6 月 27 日 (月) 13:30 - 18:00

東京工業大学・大岡山キャンパス
百年記念館 3F フェライト会議室

【プログラム】

開会あいさつ

13:30 - 13:45

小川雅生・東工大原子炉研所長

セッション 1

13:45 - 15:25

座長：藤井靖彦・東工大原子炉研教授

講演 1) 13:45 - 14:35 「北朝鮮の核開発～現状と今後の見通し～」

遠藤哲也・前原子力委員長代理

講演 2) 14:35 - 15:25 「N P T 再検討会議の概要と評価」

中根 猛・外務省軍科部審議官

【休憩】10分

セッション 2

15:35 - 16:55

座長：秋元勇巳・日本原子力文化振興財団理事長

講演 3) 15:35 - 16:05 「核実験とその想定しうる影響について」

澤田哲生・東工大原子炉研助手

講演 4) 16:05 - 16:55 「日本はなにをなすべきか」

武貞秀士・防衛庁防衛研究所図書館長兼主任研究官

【休憩】5分

セッション 3

17:00 - 18:00

コメントおよび総合討論

総括コメントおよび進行：神田啓治・エネルギー政策研究所所長

セッション 1

13:45・15:25

座長：藤井靖彦・東工大原子炉研教授

講演 1) 13:45 14:35 「北朝鮮の核開発～現状と今後の見通し～」
遠藤哲也・前原子力委員長代理

講演 2) 14:35 15:25 「NPT再検討会議総括」
中根 猛・外務省軍科部審議官

遠藤 哲也
(えんどう・てつや)
前原子力委員長代理

1957年10月	外交官領事官試験合格
1958年 3月	東京大学法学部卒業
1958年 4月	外務省入省
1958年 8月～60年 6月	プリンストン大学等留学
1967年 8月	在連合王国日本国大使館一等書記官
1971年 4月	外務省アジア局南西アジア課長
1973年 7月	外務省アジア局北東アジア課長
1975年 7月	在ロンドン国際戦略問題研究所研究員
1977年12月	(兼在連合王国日本国大使館参事官)
1979年 1月	在メキシコ日本国大使館公使
1981年11月	外務省国連局審議官
1985年 1月	在ホノルル総領事
1987年 1月	外務省科学技術審議官(局長職)
1989年11月	在ウィーン国際機関日本政府代表部特命全権大使
1989年10月～90年10月	国際原子力機関(IAEA)理事会議長
1992年 5月～12月	特命全権大使(対旧ソ連邦支援対策を担当)
1993年 3月	特命全権大使(日朝国交正常化交渉日本政府代表)
1993年 8月	(アジア・太平洋経済協力(APEC)担当を兼任)
1995年 2月	大使(朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)担当)
1996年 1月	ニュー・ジーランド駐箚日本国特命全権大使
1998年 1月	原子力委員会委員
2001年 1月	原子力委員会委員長代理
2003年12月	原子力委員会 退任
2004年 4月	外務省参与 (国際原子力機関(IAEA)不拡散問題諮問委員会委員)
2004年 6月	財団法人 原子力安全研究協会 参与
2004年 8月～現在	UCN会 幹事

北朝鮮の核開発
— 現状と今後の見とおし — （案）

2005 年 6 月
遠藤 哲也

- 1 . 北朝鮮は何故核開発の道を選んだのか
 - ・ 軍事的動機
 - ・ 外交的動機 （外交カード）
- 2 . プルトニウム型原爆とウラン型原爆
その一長一短
- 3 . 核実験の可能性
 - ・ 核開発の現状
 - ・ 核実験の可能性（プラスとマイナス）
- 4 . 核実験のインパクト
 - ・ ヒト・環境への影響
 - ・ 政治的、心理的影響
- 5 . 日本として如何なる対応が可能か
 - ・ 関係主要国の脅威認識
 - ・ 日本の対応

中 根 猛
(なかね・たけし)
外務省
軍縮不拡散・科学部審議官

1974年 京都大学法学部卒業、外務省入省

ドイツ ゲッティンゲン大学、ハイデルベルグ大学留学を経てドイツ勤務3回(西ベルリン総領事館、ボン大使館、一番最近では2000年から2002年までミュンヘン総領事)。在外勤務はこの他、ジュネーブの日本政府代表部、在韓国大使館(文化・広報担当公使)。

2005年1月より現職(軍縮不拡散・科学部審議官)。軍縮不拡散分野では過去に軍縮課長(92年-94年)として、旧ソ連非核化支援の立ち上げ、化学兵器禁止条約の交渉妥結、95年のNPT延長会議に向けての国内調整に携わった。また、2004年9月から年末まで、米国モンロー不拡散センターに上席研究員として滞在。本年5月のNPT運用検討会議では第3主要委員会(原子力の平和利用)の 日本
政府代表を務めた。

2005年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の概要と評価

平成17年6月27日

軍縮不拡散・科学部

削除: 5

削除: 8

5月2日より27日まで、NY（国連本部）において2005年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議が開催された。議長は、デュアルテ・ブラジル大使が務め、我が国からは町村外務大臣（代表団長）が初日に一般討論演説を行ったほか、河井大臣政務官がNGOセッションに出席し、同セッション出席のNGO等を招待してレセプションを開催してスピーチを行った。また、美根軍縮代表部大使、高須在ウィーン代表部大使、天野軍科部長、中根軍科部審議官他が会議に出席した。

1．今次会議の課題

NPT運用検討会議はNPT第8条に基づいて5年毎に条約の運用を検討するために開催される。実質事項にかかる討議は、主要委員会 I、II、IIIで行われ、それぞれの主要委員会でその所掌する実質事項について合意文書を作成し、本会議に送付し、採択されることが課題となっていた。この実質事項にかかる合意ができるか否か、また、その内容如何が今回の運用検討会議の成果として注目されていた。

2．今次会議の結果

- (1) 今次会議は、本来であれば開会前に決定されているべき手続き事項（議題、補助機関設立等）すら決定されていない状況下で開始されることとなった。開会后、中東諸国を中心とする非同盟諸国と西側諸国との間の意見対立等の結果、会議の約3分の2を手続き事項の採択に費やした。このため、実質的議論及び最終文書の文言調整に当てられた時間は極めて限られた。
- (2) 3つの主要委員会においては、実質的事項に関する議論が行われたが、時間が限られていたこと、中東問題（イスラエルの扱い等）やイランの核問題、包括的核実験禁止条約（CTBT）をはじめとする核軍縮については、

関係国及び関係国グループの立場の隔たりは収斂せず、コンセンサス・ルールの制約もあり、３つの主要委員会すべてにおいて実質事項に関する合意文書を作成することができず、また、議長による実質事項にかかる声明も行われなかった。

(３) 他方、本件会議においては、多くの国がＮＰＴが国際の平和と安全に果たす役割の重要性やＮＰＴの遵守の必要性を指摘したほか、今次会議に向けて我が国、ＥＵ、Ｇ１０^(注)等多くの国、グループが有益な提案を提出した。

(注) 主として核不拡散や原子力の平和的利用についての西側諸国グループで、豪、加、ＮＺ等がメンバーとなっている。

3．我が国の対応

(１) 今次会議に先立ち、２月に東京においてデュアルテ議長他大使級の参加を得てＮＰＴセミナーを開催し、今次会議の運営の円滑化を図った。

(２) 会議初日には、町村外務大臣が一般討論演説を行ったほか、「２１世紀のための２１の措置」を提出し(核軍縮関連部分は豪州と共同提案)、今次会議が採択する成果物に反映させるよう努めた。また、我が国の立場を包括的に述べた作業文書並びに核軍縮及び９５年中東決議の履行に係る報告を提出した。更に、軍縮・不拡散教育に関する作業文書を他の７カ国と共同で提出したほか、我が国の取組みを紹介する作業文書も併せて提出した。

(３) 会議第２週には、河井大臣政務官がＮＧＯセッションに出席するとともにレセプションを主催し、軍縮・不拡散分野でのＮＧＯとの対話を重視する我が国の姿勢をアピールした。

(４) 北朝鮮の核問題については、早くから米国及び韓国と緊密に連絡の上、北朝鮮の核計画はＮＰＴ体制に対する深刻な脅威であり絶対に認めないとの我が国の立場を最終成果物に反映させるべく、中国、露、議長等と協議を重ねた。

(５) 会議では、更なる核兵器の削減を主張したほか、会議開催に先立ち、ＣＴＢＴ未批准国のうち、米を含むすべての発効要件国に対し、早期批准を求める外務大臣書簡を発出したほか、会議中にもＣＴＢＴフレンズ会合を主催した。

(６) 我が国は、ＩＡＥＡ追加議定書の普遍化を重視するとの主張を行い、多

くの国から賛同が得られた。原子力の平和的利用について、我が国からは、原子力安全や核セキュリティの分野における I A E A の活動の促進を支持するとともに、技術協力の重要性を訴えた。

(7) 会議の最終段階では今次会議成功のために各国に協力を求める大臣緊急アピールを発出した。

4 . 評価

(1) 我が国としては、今次会議で N P T 体制強化のために力強いメッセージが発出されることを重視していたが、最終的に実質的事項に関する合意文書を作成できなかった。その主たる理由としては、以下を挙げることができる。

中東問題やイランの核問題を巡り、厳しい対立があったこと。

手続き事項を含めすべての決定がコンセンサスで行われるというルールが濫用されたこと。

2 0 0 0 年の合意以上の内容が期待できないという観測が当初より支配的で、妥協してより不利な内容の合意を作るよりは、2 0 0 0 年合意をそのまま残した方が良いと考える国が多かったこと。

核軍縮や C T B T をめぐる立場の開きが大きかったこと。

拡散の脅威に対する認識が必ずしもすべての締約国の間で十分共有されていなかったこと。

以上に加えて、手続き事項に関する調整に時間をとられて実質討議時間が減少し、特に最終的な局面における文言調整の時間が絶対的に不足したこと。

(2) ただし、我が国を含む多くの締約国や締約国グループは、今次運用検討会議に貢献すべく種々の有益な提案を提出しており、また、これらを踏まえ、会議において集中的な意見交換が行われたことは、今後の核軍縮・不拡散体制を強化していく作業において有益な材料を提供したものとする。

(3) 我が国としては、今次会議が実質的事項に関する合意文書を作成できなかったことが N P T 体制の権威を低下させ、個別の問題に悪影響を与えることのないよう、国際的な核軍縮・不拡散体制を強化するために、主要国とも協力しつつ

また、G 8、I A E A、ジューネーブ軍縮会議、原子力供給国グループ、国連第一委員会、アジア不拡散協議 (A S T O P) 等の枠組みを通じて、具体

的な措置を強化していく必要性が一層増したもの考える。

（了）

町村外務大臣による２００５年ＮＰＴ運用検討会議 における一般討論演説（日本語仮訳）

（今次会議の意義）

議長、

私は、日本政府及び国民を代表して、閣下が本会議の議長に選出されたことに対し、心から祝意を表明いたします。

ＮＰＴは、現在大きな挑戦に直面しています。大量破壊兵器及びそれらの運搬手段の拡散は、安全保障上の最も深刻な問題の一つです。我々は、この会議をＮＰＴの権威と信頼を強化するための機会とすべきです。

私は、これまでも広島、長崎を度々訪問し、核の悲劇に触れてきましたが、今日、この会場に入る際、核の悲劇を示したパネルを見て、改めて胸を打たれました。被爆６０周年のこの機会に、核の悲劇を繰り返させないために、我々がＮＰＴへのコミットメントを再確認することを期待します。

（国連改革）

議長、

アナン事務総長は、その報告において、国際の平和と安全にとり軍縮・不拡散が一層重要となっていることを指摘されました。私は、国連がこの課題に取り組む上で重要な役割を果たすべきと信じています。ただ、そのためには、国連自身、特に安保理の改革が不可欠です。我が国は、これまで、国際社会の先頭に立って軍縮・不拡散の目的のために努力してきました。我が国は、非核三原則を今後とも堅持しつつ、機能強化された国連において軍縮・不拡散のために一層積極的な役割を果たす役割を有しています。

（日本の重点事項）

議長、

私は、ＮＰＴの機能を強化するために特に５つの点を強く訴えたいと思います。

第一に地域問題に適切に対処することは極めて重要です。

特に、北朝鮮の核計画は、国際的な核不拡散体制への深刻な挑戦であるとともに、日本を含む北東アジア地域の平和と安定への直接の脅威です。本年２月に北朝鮮が核兵器の製造、保有を公言したことは、国際社会に深い懸念を惹起しました。我が国は、北朝鮮に対し、NPT上の義務を遵守するとともに、信頼のおける国際的な検証の下、ウラン濃縮計画を含むすべての核計画の完全な廃棄を行うよう強く求めます。また、北朝鮮に対し、早期に、無条件で六国会合に復帰するよう求めます。我が国は、今次会議において、北朝鮮に対し、これらの明確なメッセージが発出されることを望みます。

イランの核問題について我が国は、イランが累次のIAEA理事会決議のすべての要求事項を誠実に履行することが重要と考えます。また、イランが自国の核計画がもっぱら平和的目的であるということについての「客観的保証」に、フランス、ドイツ及び英国との間で合意するよう求めます。

我が国は、インド、パキスタン及びイスラエルに対して、非核兵器国としてNPTに無条件で早期に加入することを求めます。リビアの大量破壊兵器計画廃棄の決定を歓迎します。また、中東における非大量破壊兵器地帯創設を支持します。

第二に、核兵器のない平和で安全な世界を実現するためには、現実的な核軍縮措置を漸進的に実現していかなばなりません。この観点から、我が国は、包括的核実験禁止条約の発効要件国に早期の批准を求めます。また、兵器用核分裂性物質生産禁止条約の交渉の早期開始を求めます。

核兵器国による核兵器削減の努力は正当に評価されるべきですが、我が国は、すべての核兵器国に、すべての種類の核兵器の一層大幅な削減を含む、更なる核軍縮措置を求めます。

この点に関し、我々は、１９９５年に「原則及び目標」が、２０００年運用検討会議では１３の実践的措置が合意されたことを想起すべきです。

第三に、我が国は、核不拡散体制強化のためには、IAEA追加議定書の普遍化が最も現実的かつ効果的な方途と確信しており、この目的を積極的に推進してきています。我が国は、追加議定書を締結していないすべての国に対して更なる遅滞なく締結することを求めます。

第四に、出来る限り多くの国の能動的な協力によって不拡散体制全体を強化することも重要です。我が国は「拡散に対する安全保障構想」に積極的に参加するとともに、不拡散に関する安保理決議 1540 の誠実な履行を各国に求めます。

第五に、原子力の平和的利用は益々重要となってきていますが、原子力の平和的利用は、国際社会の信頼を得て行われなければなりません。このような信頼は、NPT 上の義務の誠実な履行と原子力活動の高い透明性の上に成り立つべきです。また、我が国は、このような配慮を踏まえて IAEA の技術協力を引き続き支援します。

（結語）

議長、

我が国は、今次会議が発出することを切実に希望する具体的メッセージの骨子を「21 世紀のための 21 の措置」という提案にまとめて提出します。我が国は、これらの措置が、NPT 体制の機能強化に貢献するものと信じます。私は、今次会議が NPT 体制を更に強化するような力強く明確なメッセージを発出することを強く期待します。

ご静聴ありがとうございました。

（了）

2005年NPT運用検討会議：日本の提案 「21世紀のための21の措置」（概要）

注：見出しの番号及び項目立ては便宜上付したものの。21の措置提案における番号は本文右（ ）内の数字。

2005年NPT運用検討会議は、締約国に対し、国際の平和と安定に貢献するNPT体制を強化するとの決意を示す機会を提供するものである。

日本は、締約国がNPT運用検討会議において、NPTを強化するために取られるべき更なる措置について共通の理解に達するよう、努力を倍加させるべきと信じる。

このため、日本は、2005年NPT運用検討会議の最終成果物として発出される文書に含まれるべき以下の21の措置を提案する。

核軍縮

NPT第6条に基づき、また、1995年の「原則と目標」に関する決定のパラグラフ3及び4（c）並びに2000年NPT運用検討会議最終文書に従って、2005年NPT運用検討会議は、すべての締約国が核軍縮の目的のために更なる実質的な措置をとるべきことに合意する。

1．更なる核兵器削減（1）

核兵器のない安全な世界の実現は、その廃絶に向けたプロセスにおいて、すべての核兵器国によるすべての種類の核兵器の不可逆的でより透明な形での一層の削減を含む、更なる措置を必要とすることに運用検討会議は合意する。

核兵器国による核兵器削減に関する進展を認識しつつ、運用検討会議は、ロシア及び米国に対して、戦略攻撃能力削減条約を完全に実施し、両国間の新たな戦略的関係に関する共同宣言に従って緊密な協議を継続するよう慫慂する。

2．核兵器関連物質削減に関する国際協力（2）

軍事的必要性を超える核兵器の軍縮を加速するために、運用検討会議は、協調的脅威削減計画や大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップのような核兵器関連物質の削

減を目的とした国際的強調の枠組みにおける努力を引き続き追求するよう関係国を慫慂する。

3．核兵器システム運用態勢の低減（3）

運用検討会議は、核兵器国が国際の安定と安全を促進するような形で核兵器システムの運用態勢をさらに低減させるよう求める。

4．核兵器の役割低減（4）

運用検討会議は、核兵器が使用される危険を低減し、その完全な廃絶のプロセスを促進するために、安全保障政策における核兵器の役割を低減させる必要性を再確認する。

5．核分裂性物質の安全確保（5）

運用検討会議は、核兵器の削減から生じる核分裂性物質は最高度の水準で管理及び保護されねばならないことを強調する。また、運用検討会議は、すべての核兵器国に対し、軍事的目的に必要とされなくなった核分裂性物質が核兵器の目的に使用されることから不可逆的に除去されることを確保するために、それらの物質を実施できる限り早期に国際的な検証の下に置くための取り決めを行うよう求める。

6．包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効

（1）CTBTの早期発効及び核実験モラトリアムの継続（6）

包括的核実験禁止条約の早期発効を達成するために、運用検討会議は、遅滞なくかつ無条件に、憲法上の手続きに従いCTBTを署名し、かつ批准することの重要性と緊急性を再確認する。

運用検討会議は、CTBTを批准していないすべての国、特に発効要件国である11ヶ国に対し、可能な限り早く批准するよう促す。また、運用検討会議は、核爆発実験に関する現在のモラトリアムは、CTBTが発効するまでの間、維持されるべきであることに合意する。

（2）CTBT検証体制の確立の推進（7）

運用検討会議は、CTBTの遵守を確保するために求められる国際監視システム（IMS）を含むCTBT検証体制の継続的な発展の重要性を再確認する。

7. 兵器用核分裂性物質生産禁止条約（F M C T）即時交渉開始（8）

運用検討会議は、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（F M C T）交渉の即時開始と早期妥結の重要性を再確認する。

運用検討会議は、F M C Tの締結が核兵器の全面的廃絶へ向けての不可欠な要素であり、地球規模で核兵器用の核分裂性物質の生産を禁止し、検証制度を通じて当該物質の管理の透明性と信頼性を向上させることにより、核拡散防止にも貢献するものとなることを強調する。

運用検討会議は、全ての核兵器国及びN P T非締約国に対し、F M C T発効までの間、兵器用核分裂性物質生産モラトリアムを宣言することを要請する。

運用検討会議は、F M C T交渉即時開始の重要性に鑑み、締約国は、作業計画に合意することが、ジュネーブ軍縮会議（C D）に与るの最重要課題であると考えてる。

核不拡散

8. 地域問題

（1）北朝鮮（9）

運用検討会議は、北朝鮮の核計画は、朝鮮半島及び朝鮮半島を越えた地域の平和と安定を脅かすものであり、重大な懸念を表明する。

運用検討会議はまた、N P Tから脱退するとの北朝鮮の決定は、引き続き国際的な不拡散体制への重大な挑戦であり、深い懸念を表明する。

運用検討会議はさらに、2005年2月10日付北朝鮮外務省声明は、北朝鮮が六者会合への参加を無期限に停止し、また、核兵器を製造した旨発表した。が、同声明に対して最大限の遺憾の意及び深い懸念を表明する。

運用検討会議は、北朝鮮に対して迅速にN P Tを遵守し、ウラン濃縮計画を含む全ての核計画を、信頼のおける国際的な検証の下で、恒久的、徹底的かつ透明性を以て、完全に廃棄することを求める。運用検討会議は、地域の平和と安全、安定が強化され、関係当事者の正当な利益と関心事項が満たされるべきである一方で、朝鮮半島は非核化されなければならないことを強調する。

運用検討会議は、本件を六者会合の枠組みの中で外交的手段を通じて平和的に解決することの重要性を強調し、北朝鮮に対して六者

会合に早期・無条件で復帰することを求める。

(2) イラン (10)

運用検討会議は、イランがすべてのウラン濃縮関連及び再処理活動の停止を自主的に継続し、拡大しているという事実の重要性を認識する。運用検討会議は、2003年10月までのイランの隠蔽政策が、I A E Aとの保障措置協定を遵守するとのイランの義務に関する多くの違反という結果になったことへの強い懸念を再確認する。運用検討会議はさらに、イランに対して、累次のI A E A理事会決議のすべての要求事項を誠実に履行するように求め、E U 3 (英仏独) / E Uとイランとの現在の交渉プロセスが成功裡に終わることを期待する。運用検討会議は特に、イランが、E U 3 / E Uとの交渉を通じて、イランの核計画がもっぱら平和的目的であるということについての十分な「客観的保証」を提供することに合意することが極めて重要であると考える。

(3) リビア (11)

運用検討会議は、保障措置協定の要求事項を満たすことについてのリビアの過去の不備は、違反を構成するものであり、右に対し懸念を表明する一方、2003年12月に発表された、すべての大量破壊兵器計画を廃棄するとしたリビアの決定を歓迎する。運用検討会議は、北朝鮮及び大量破壊兵器の開発の疑いがあるその他の国が、リビアの例に倣うことを強く期待する。

9 . I A E A保障措置の強化・効率化 (12)

運用検討会議は、それぞれの締約国において保障措置下に置かれている申告された核物質の転用がないこと、また申告されていない核物質及び原子力活動が当該締約国全体として存在していないことを確認するためのI A E Aの保障措置活動に係る能力を高める必要性を再確認し、特に、現在の国際的な核不拡散体制を強化するための最も現実的かつ効果的な方途である追加議定書の普遍化の重要性を強調する。運用検討会議は、強化された保障措置システムが、将来のある時点から、N P T第3条1項により求められるN P T保障措置の標準となるべきであることを認識する。運用検討会議は、I A E Aとの間で包括的保障措置協定及び / または追加議定書を締結していない国に対し、更なる遅滞なく締結することを求める。

運用検討会議は、I A E A が、統合保障措置の概念上の枠組み作りを完了し、包括的保障措置及び追加議定書の双方に基づいた I A E A 保障措置活動につき良好な結果をおさめた国々に対してその適用を開始したことを歓迎する。運用検討会議は、I A E A が限られた資源の中でその保障措置の実効性及び効率性を極大化することを目指し、統合保障措置の適用が促進されることの重要性を認識し、I A E A に対し、統合保障措置アプローチを強化するために必要な措置をとるよう慫慂する。

1 0 . 輸出管理の強化

(1) 実効的な国内輸出管理制度の整備・実施 (13)

運用検討会議は、原子力専用品目及び原子力関連汎用品目の両者への輸出管理について、適切かつ実効的な国内法及び規則を未だ整備・実施していない締約国に対し、ザンガー委員会共通了解事項及び N S G ガイドラインを基礎として、そのような整備・実施を行うことを求める。この関連で、運用検討会議は、2 0 0 4 年 4 月に採択された国連安全保障理事会決議 1 5 4 0 が、すべての国に対し、適切かつ実効的な国内輸出管理を整備し、発展させ、再検討し及び維持することを要求していることに留意する。

(2) 機微な物質、施設、機材及び技術の移転の厳格な管理 (14)

運用検討会議は特に、濃縮及び再処理に関連する核兵器の開発に使用可能な機微な物質、施設、機材及び技術の移転を特別な管理の下におくための新たな措置を導入する必要性を認識し、かかる移転を抑制し、注意を払うよう締約国に求める。

(3) I A E A 追加議定書の供給条件化 (15)

運用検討会議は、非核兵器国に対する、ザンガー委員会共通了解事項及び N S G パート 1 ガイドラインのトリガーリストのすべての品目に関する新たな原子力供給の取り決めには、追加議定書の締結を必要な前提条件とすることにさらに合意する。

1 1 . 非核兵器地帯構想 (16)

運用検討会議は、地域の関係国の間の自由意思に基づいて設立され、国際的に認識された非核兵器地帯の概念は、地域及び世界の平和と安定に貢献することに合意し、この概念への支持を再確認する。

運用検討会議は、様々な地域、特に中央アジア及び中東において、

非核兵器地帯を設立するためになされた努力を評価し、この点に関する進展はNPTの信頼性を更に強化することに合意する。

1.2. 核テロ対策 (17)

運用検討会議は、核物質防護条約締約国に対し、本年7月に開催が予定される外交会合に参加し、同条約強化のための改正案に合意するよう求める。

運用検討会議は、「放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範」及び「放射線源の輸出入に関するガイダンス」がIAEA理事会で承認されたことを歓迎する。

運用検討会議は、国連総会による「核によるテロリズム行為の防止に関する条約」の採択を歓迎する。

運用検討会議は、すべての国は、安保理決議1540により適切な防護措置、国境管理及び法執行が要求されることに留意する。

原子力の平和的利用

1.3. 原子力の平和的利用の推進 (18)

運用検討会議は、NPT上の義務を誠実に履行し、高い透明性をもって、国際社会の信頼を得て原子力の平和的利用を行っている非核兵器国のかかる活動を不必要に制約すべきではないことを確認する。

運用検討会議は、原子力安全分野のIAEAの活動の促進を支持するとともに、可能な限り多くの国が原子力安全条約等のこの分野の国際条約に加入することを支持する。

運用検討会議は、使用済燃料及び放射性廃棄物管理の安全の世界規模での強化を支持するとともに、可能な限り多くの国が使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に加入することの重要性を認識する。

運用検討会議は、特に、医療、農業、食糧、衛生、水資源分野等での原子力技術の平和的利用における国際的な技術協力は、全世界に大きな恩恵をもたらす上で重要な役割を果たすと認識する。また、技術協力プログラムの効率性と効果を引き続き向上させるとともに、特に途上国の自助努力と持続可能性を支援する活動を促進する上で、IAEAの技術協力活動の強化の必要性を強調する。

運用検討会議は、IAEA加盟国が可能な限り技術協力基金へ拠出するよう可能な限り努力するとともに、技術協力参加費用(National

Participation Costs)の支払義務を果たすよう、また、プログラム費用 (Assessed Programme Costs)の未納金を支払うよう求める。技術協力基金の資金問題については、「責任の分担」の概念に基づき、すべての加盟国が I A E A 技術協力活動への資金拠出を行い、その活動を強化するための共通の責任を分担すべきである。

全体にかかる事項

14．NPTの規範性の強化

(1) NPTの普遍化 (19)

運用検討会議は、全ての非締約国、すなわちインド、イスラエル及びパキスタンに対し、非核兵器国として、早期にかつ無条件でNPTに加入し、求められる包括的保障措置協定及び追加議定書を発効させるよう促す。

運用検討会議は、NPT非締約国に対し、NPTに非核兵器国として加入するまでの間、条約を支持する実質的な措置を取るとともに、条約の目的及び意図を阻害するような行動を差し控えるよう強く促す。

(2) NPTからの脱退に対処するための効果的メカニズム (20)

運用検討会議は、NPTから脱退した締約国が、締約国である間に犯した違反に責任を追い続けることを再確認する。

運用検討会議は、核物質、施設、設備等の供給国に対しては、脱退以前に移転された核物質、施設、及び設備等の返還または無害化を要求することができるようにするために必要な取り決めを行うよう促す。

15．軍縮・不拡散教育 (21)

運用検討会議は、締約国に対し、軍縮・不拡散教育に関する国連事務総長報告の勧告を適切に実施するために具体的活動を行い、このために取った努力に関する情報を自発的に共有するよう慫慂する。

(了)

セッション2

15 : 35・16 : 55

座長：秋元勇巳・日本原子力文化振興財団理事長

講演3) 15 : 35・16 : 05 「核実験とその想定しうる影響について」
澤田哲生・東工大原子炉研助手

講演4) 16 : 05・16 : 55 「日本はなにをなすべきか」
武貞秀士・防衛庁防衛研究所図書館長兼主任研究官

澤 田 哲 生
(さわだ・てつお)

東京工業大学
原子炉工学研究所・助手

1980年京大物理学科卒、三菱総研、ドイツカールスルーエ研究所を経て、東工大へ。
高速増殖炉の安全研究から始め、核融合の安全、固有の安全炉の研究などを経て、核不
拡散問題に関わるようになる。核拡散抵抗性に関して常に問題になる「原子炉級プルト
ニウムで有効な核爆弾はつくれるか？」という問題の分析から、核爆弾の構造などにや
や詳しくなる。

最近、学術フォーラム「多価値化の世紀と原子力」を共同でコーディネートしている。

『プルトニウム平和利用と核拡散問題』(核不拡散対応研究会、2003)、『原子核工学入
門(上・下)』([訳書](株)ピアソンエデュケーション,2003,2005)。

発表資料は、「DPRK 核実験の可能性と影響」をご覧ください。

武 貞 秀 士
(たけさだ・ひでし)

防衛庁防衛研究所 図書館長兼主任研究官

一九四九年兵庫県生れ。慶應義塾大学法学部卒。同大学院法学研究科博士課程修了。韓国延世大学に留学。現職は図書館長兼主任研究官。

金正日書記が国家主席、総書記についていないことを「異変」とする説には「根拠が乏しい」(『THIS IS 読売』95年10月号)と批判、北朝鮮の混乱・崩壊を時間の問題とする意見が大勢を占めるなかで、ひとり「北朝鮮は混乱していない」から、米朝交渉も「金正日書記が巧みにイニシアティブをとれたのは当然」と分析する。北朝鮮崩壊論に基づく傍観主義を「現実逃避論」だとして、ミサイル生産の放棄と重油支援をからめる能動的な北朝鮮政策を提唱した(『Voice』94年10月号)。著書『北朝鮮深層分析』(KKベストセラー社、98年)『恐るべき戦略家・金正日』(PHP研究所、01年)他。

